



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発信者)から無料で提供させて頂いております◆

子ども・子育て支援法等改正案 衆議院に提出

～政府

政府は2月16日、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、衆議院に提出した。子ども・子育て支援法や児童手当法、児童扶養手当法、健康保険法等の改正案を束ねたもので、今国会での成立をめざしている。

改正案には、「こども未来戦略」の加速化プランに盛り込まれた施策の実行に向けて、①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、②すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、③共働き・共育での推進——に資する施策に必要な措置が盛り込まれた。

具体的に①では、児童手当の所得制限を撤廃するほか、支給期間を「中学生まで」から「高校生年代まで」延長。また、第3子以降は年齢に関係なく月額3万円を支給するほか、支払い月を年3回から6回(隔月)に拡充する。これらは、いずれも今年10月分から実施する。

②では、さまざまな不安や悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる「妊婦等包括相談支援事業」を2025年度から創設。また、親が働いていなくても子どもを預けられるようにする「こども誰でも通園制度」を2026年度から行う。

③では、両親ともに育児休業を取得した場合の「出生後休業支援給付」、育児期に時短勤務を行った場合の「育児時短就業給付」を2025年度から創設。また、国民年金第1号被保険者に対し、育児期間中の保険料免除を2026年10月から実施する。

これらを実施する財源を確保するため、「子ども・子育て支援金制度」を2026年度に創設。2028年度まで段階的に導入し、公的医療保険料に上乗せする形で国民から一定の金額を徴収する。徴収額の目安として、2026年度に6,000億円(1人当たり月300円弱)、2027年度に8,000億円(同400円弱)、2028年度に1兆円(同500円弱)という試算を示している。また、2028年度までは特例公債を発行するとしている。

外国人材就労解禁に向け、訪問介護事業所からヒアリング

～厚生労働省

厚生労働省は2月15日、「第5回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を開き、外国人材を受け入れている訪問介護事業所等からのヒアリングを行った。現在、訪問介護に従事できるのは、介護福祉士の資格を取得したEPA(経済連携協定)と在留資格「介護」の人材に限られているが、ほかの在留資格をもつ外国人も一定の条件のもとで訪問系サービスに携われるようにすることについて、同検討会で議論が進められている。

ヒアリングには、株式会社光明、株式会社青山ケアサポートなどが参加。株式会社光明では、運営する訪問介護ハッピーで、EPA介護福祉士3人を含む7人の外国人材(4人は永住者)を受け入れており、賃貸住宅探し等の生活面を代表が、業務面を各事業所のサービス提供責任者がサポート。一時帰国の認可や介護記録ソフトの導入など働きやすい環境の整備に努めている。課題としては、英語での介護福祉士問題の修了や財政的支援などがあると指摘した。

株式会社青山ケアサポートでは現在、在留資格「介護」の2人の外国人職員がサービスに従事している。初回は先輩職員と同行訪問してサービス内容を把握・理解してもらい、2回目以降は先輩職員の助言と確認のもとサービスを提供。その後、適切なサービス提供や利用者への対応ができていることを確認したうえで、1人で訪問させているという。不安があれば先輩職員が同行したり、適切な連絡先や対応フローをまとめた緊急マニュアルを作成するなど、安心してサービスが提供できる工夫をしていることなどを報告した。

新たな高齢社会対策大綱の策定に向けた検討を開始

～政府

政府は2月15日、「第1回高齢社会対策大綱の策定のための検討会」を開催し、「新たな高齢社会対策大綱(以下、新大綱)」作成に向けた進め方を議論した。

2018年2月16日に閣議決定された高齢社会対策大綱は、「経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要があると認めるときに、見直しを行う」とされている。現在、平均寿命の延伸や高齢者の単身世帯の増加などさまざまな変化が急速に進んでおり、それに伴う社会課題に適切に対処して持続可能な経済社会を構築するための変革を進める必要があるとの問題意識から、今年夏ごろを目途に新大綱を作成する。

新大綱の作成に向けては、内閣府を中心に関係行政機関が連携・協力し、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握して有識者から意見を幅広く聴取。3月から6月にかけて検討会を重ねた後、6月下旬から7月上旬に報告書を取りまとめる。その後、報告書を受けて新大綱案を作成し閣議決定する予定。

住宅確保要配慮者への「居住支援」サミット開催

～厚生労働省・国土交通省

厚生労働省と国土交通省は2月9日、共催で3月11日に「令和5年度居住支援全国サミット」を開くことを発表した。同サミットは、高齢者、生活困窮者、障害者、子育て世帯、刑務所出所者等の「住宅確保要配慮者」への居住支援強化を目的に、国の住宅・福祉施策と各地の居住支援法人や居住支援協議会等が行っている先進的取り組みの情報提供の場として開催するもの。開催日時、会場、プログラムは下記のとおりで、配信動画は開催後、4月下旬頃まで公開される予定。

- 日時：令和6年3月11日(月)13:00～17:00
- 会場：TKP 新橋カンファレンスセンター ホール 12E(東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング) ※現地とWEB配信でのハイブリッド形式
- プログラム
 - ① 施策説明(国土交通省、厚生労働省、法務省)
 - ② 基調講演「住まいの相談窓口から体制整備を考える」(日本社会事業大学専門職大学院教授 井上由起子氏)
 - ③ 居住支援協議会の取り組み紹介(宮城県日向市、広島県廿日市市)
 - ④ 災害時における居住支援(熊本市居住支援協議会)
 - ⑤ パネルディスカッション「居住支援の仲間づくり ～つながる・つなげる～」

「技能実習制度」を廃止し「育成就労制度」新設へ

～政府

政府は2月9日の関係閣僚会議で、有識者会議の最終報告書を踏まえ、これまでの「技能実習制度」を廃止し「育成就労制度」を新設することを決定した。今国会に関連法案を提出し、「基本的に3年で一定の水準に育成する」ことをめざす。

受け入れる職種は介護、建設、農業など専門知識が求められる特定技能制度と同じ分野に限るが、そのほかの職種も今後、人材確保などの観点から追加を検討する。また、これまで原則禁じられてきた、別企業などに移る「転籍」は同じ分野内に限って認め、最初の受け入れ先の勤務期間を職種ごとに1～2年の範囲で定める。さらに、新制度によって永住許可を得る外国人の増加が想定されるため、税金・社会保険料未納などの問題があれば資格取り消しも検討するとしている。

閣議後、岸田文雄総理大臣は、「本日の会議では、技能実習制度および特定技能制度のあり方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について決定いたしました。政府としては、共生社会の実現をめざし、我が国が外国人材から選ばれる国になるという観点に立って、本日決定した方針に基づき、技能実習制度および特定技能制度の見直しに向けた作業を進めてまいります」とコメントした。

赤字施設割合が拡大 特養の経営状況厳しさ増す

～独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構は2月7日、特別養護老人ホーム（以下、特養）の2022年度の経営状況に関するレポートを公表した。これは、同機構の貸付先のうち特養5,325施設を対象に分析を行ったもの。

調査によると、2022年度のサービス活動増減差額比率は従来型で前年度の1.4%から1.1ポイント低下の0.3%、ユニット型も同4.8%から0.7ポイント低下の4.1%だった。これに伴い、赤字施設の割合も従来型・ユニット型ともに前年度より増加。特に、従来型は48.1%と、全体の半数近くが赤字となった。赤字の主な原因は、利用率の低下と水道光熱費の増加によるもので、収益に占める水道光熱費の割合が大きいほど赤字施設の割合も拡大する傾向があり、水道光熱費の割合が8%以上の施設では、従来型で65.0%、ユニット型で57.7%が赤字だった。

同機構はこれらの結果を踏まえて、赤字施設が黒字転換するには収益増加や費用削減が必要不可欠で、「収益を増やすためには、利用率や利用者単価の上昇をめざすことが重要になってくる」と指摘。サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の競合施設が増加するなかで、「どのように他施設との差別化を図っていくかが、利用率や利用者単価の上昇へつながるカギになる」と提言している。

介護情報利活用 WG とりまとめに向けて方針決定

～厚生労働省

厚生労働省は2月5日、「第8回健康・医療・介護情報利活用検討会介護情報利活用ワーキンググループ」を開き、これまでの議論のまとめと今後のとりまとめに向けた進め方について議論した。

これまでのワーキンググループ（以下、WG）では、主に(1)共有する情報の範囲や留意事項、(2)同意、個人情報保護、安全管理措置、(3)二次利用——について議論。前回の会合では、「情報共有の標準化において、記述の粒度をどのように揃えていくか」「安全管理措置について、現場職員にわかりやすく周知を行うことが重要」等の意見が上がっており、議論内容や各調査研究事業の検討状況などを踏まえ、とりまとめに向けて次の6点について引き続き議論を進めていくとしていた。①介護事業所、利用者、市町村および医療機関で共有する情報の内容および情報共有によって期待される効果、②情報共有にあたり留意すべき事項、③同意、個人情報保護の観点から必要な対応、④安全管理措置(情報セキュリティの担保)の観点から必要な対応、⑤情報共有に係る技術的課題、⑥今後の二次利用を見据えた、共有される情報のあり方。

今回のWGではこれらの論点を整理したうえで、今後の進め方を確認。この日の議論をもとにWGの報告書を作成し、次回(3月14日予定)のWGで報告書案の検討を行うとした。